

第7章 計画に係る指標

(1) 複合・複雑化する支援ニーズに対応する支援体制（包括的・重層的支援体制）整備の推進

本計画は、各市町の地域福祉の推進を支援するものであることから、県内すべての市町において重層的支援体制整備事業が実施されることや地域の活動拠点の設置の推進を目標とします。

このため、市町に対して地域福祉に関する情報提供や意見交換、地域福祉の推進に資するセミナー等を開催することにより、市町の重層的支援体制整備事業実施に対する支援を行います。

⇒県内市町における重層的支援体制整備事業実施・総合相談窓口設置数

(2) 福祉人材のロールモデルとなる「滋賀の福祉人」づくり

本県の先人の理念と実践を学びつつ、キャリアに応じた技術・技能等を習得し、複合・複雑化する地域生活課題に対応ができる福祉職のロールモデルとなる人材を育成することで、福祉職の資質の向上を図ることに取り組みます。

高齢、障害、子ども、生活困窮等の福祉分野はもとより、複合・複雑化する地域生活課題に対応できる、滋賀の福祉職のロールモデルとなる人材の育成を図ります。

⇒複合・複雑化する地域生活課題に気づき、対応できる福祉人材の育成

第8章 計画の進行管理

計画の実効性を確保するため、計画に掲げた方向性の推進状況や指標の達成度について、滋賀県社会福祉審議会等の意見を聴き、定期的に点検しながら評価を行います。

また、分野別計画の改定状況や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。